

公益財団法人旭硝子奨学会
外国人留学生奨学規程

公益財団法人旭硝子奨学会 外国人留学生奨学規程

第1章 総則

第1条 (制定の趣旨及び目的)

公益財団法人旭硝子奨学会（以下「本法人」という。）の事務処理規程第9条に基づき、本規程を定める。

- 2 本規程は、定款第4条に基く外国人留学生に対する奨学金の給与についての事項を定め、その業務の適正、かつ、確実な運営を図ることを目的とする。

第2条 (奨学生の資格)

本規程に基づいて本法人が学資を給与する学生は、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 海外諸国から、本法人が指定する日本の大学に留学している者であり、母国・日本政府ならびに企業および他財団等から奨学金を受けていない者。
- (2) 大学において、大学院修士課程または博士課程を修学している者。
- (3) 品行方正、学業優秀で健康である者。

- 2 本会から学資の給与を受ける者を奨学生といい、給与する学資を奨学金という。

第2章 奨学生の決定および奨学金の給与

第3条 (願書の提出)

奨学生志望者は、奨学生願書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 現在または最近在学した学校長の奨学生推薦書
- (2) 在学証明書（新入学者の場合は、入学許可書）
- (3) 現在または最近在学した学校の学業成績証明書
- (4) その他本会が特に提出を求めるもの

第4条 (奨学生の決定)

奨学生の決定は、各年度の事業計画に基づき、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定する。

- 2 奨学生および奨学金の額が決定したときは、これを在学学校長および本人に通知する。

第5条（保証人の署名）

奨学生は、奨学生願書に、大学入学時の保証人の署名を得て、提出しなければならない。

第6条（奨学金の額）

奨学金の額は、月額100,000円とする。

第7条（奨学金の額の変更）

特別の事情があるときは、奨学金の額を変更することがある。

- 2 奨学生は、何時でも奨学金の減額または辞退を申し出ることができる。

第8条（支給期間）

奨学金の支給期間は、在学する学校の正規の修学期間とする。ただし、大学院修士課程学生は2年、大学院博士課程学生は3年を限度とする。

- 2 修学の中途より支給するときは、中途支給開始時における残りの正規の修学期間を限度とする。

第9条（奨学金の休止）

奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の支給を休止する。

- 2 奨学生の学業または性行等の状況により、補導上必要があると認めるときは、奨学金の支給を停止し、または奨学金の支給期間を短縮することがある。

第10条（奨学金の復活）

前条の規程により奨学金の支給を休止、または停止された者が、その事由がやんで在学学校長を経て願い出たときは（その事由が傷病の場合は医師の診断書添付）、原則として奨学金の支給を復活する。ただし、休止または停止されたときから2年を経過したときは、この限りではない。

第11条（支給方法）

奨学金は、原則として毎月、本人に対し支給する。ただし、数月分を合わせて支給することがある。

第12条（奨学金の打切）

奨学生が次の各号の1に該当すると認められるときは、奨学金の支給を打ち切ることができる。

- (1) 傷病等のために成業の見込みがないとき。

- (2) 学業成績または性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 奨学金の使途が適当でないとき。
- (5) 休学、転校、転学または転科が適当でないとき。
- (6) 第14条に定める届出義務を怠ったとき。
- (7) 在学学校で処分を受けたとき。
- (8) その他第2条第1項に定める奨学生としての資格を失ったとき。

第3章 雑則

第13条（学業成績表の提出）

奨学生は、毎学年末学業成績表および活動報告書を提出しなければならない。

第14条（届出義務）

奨学生は、次の各号の1に該当するときは、迅速、かつ、正確に届け出なければならない。ただし、本人が疾病等のために届け出ることができないときは、保証人または家族から届け出なければならない。

- (1) 傷病その他の事故により6か月以上欠席するとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 休学、復学、転校、転学、留年および転科または退学したとき。
- (4) 保証人を変更したとき。
- (5) 本人、保証人および家族の身上、住所、その他重要な事項に異動があったとき。
- (6) 他の団体および個人からの奨学金の貸与または支給に異動があったとき。
- (7) その他本会が本人、保証人または家族に対して届出または報告を求めたとき。

- 2 奨学生が死亡したときは、保証人または家族は、ただちに届け出なければならない。

第15条（規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

第16条（実施細目）

本規程の実施について必要な事項は、理事長が決定する。

平成24年4月 1日 施行
平成26年5月14日 改定

定 款

公益財団法人 旭硝子奨学会

公益財団法人旭硝子奨学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人は、公益財団法人旭硝子奨学会と称する。

(事務所)

第2条

この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は、日本人学生及び生徒並びに外国人留学生のうち、経済的援助を必要とする優れた人材に対して、奨学金を支給することにより、国内外の社会に有用な人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本人学生及び生徒並びに外国人留学生に対する奨学金の給与
- (2) 奨学生に対する指導助言
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条

基本財産は、別表に掲げる財産及びこの法人の目的を達成するために不可欠な財産として理事会で定めた財産とする。

2. 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しな

ければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条

この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条

理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条

この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条

評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- へ ロからニに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の

議員を除く。)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第12条

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3. 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条

評議員に対して、各年度の総額が300万円を超えない額で、評議員会において定める基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条

評議員会は、定時評議員会として毎事年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第18条

評議員会を開催するときは、開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2. 前項に関わらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条

評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第20条

評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
4. 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条

理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条

評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第23条

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 3名以内
2. 理事のうち1名を理事長とし、1名を常任理事とする。
 3. 前項の理事長及び常任理事を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理

事とする。

(役員を選任)

第24条

理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。常任理事は、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
3. 理事長及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条

理事及び監事に対して、評議員会において別に定める基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(責任免除)

第30条

この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の理事及び監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

7章 理事会

(構成)

第31条

理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常任理事の選定及び解職

(開催)

第33条

理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3. 臨時理事会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集)

第34条

理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第35条

理事会を開催するときは、開催日の5日前までに、理事及び監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2. 前項に関わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第36条

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第37条

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条

- 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した理事長及び常任理事並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 選考委員会

第40条

この法人には、第4条第1項第1号の事業の対象となる者を選考するため、奨学生選考委員会を置く。

2. 前項の選考委員は理事会において選出し、理事長が委嘱する。
3. 選考委員会に関して必要な事項は、理事会の決議で定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条

この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第42条

この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条

この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条

この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は田中鐵二とし、常任理事は松尾時雄とする。
- 4 この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 田中鐵二 松尾時雄 大河内暁男 平尾公彦 平本厚
栗田恵輔 中條善樹 白井克彦 藤野隆
監事 中野豊士 寺島孝

別表

【基本財産】

財産種別	数量等
投資有価証券	旭硝子株式会社株式 159,474株